



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当該が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 1

公 告

- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 1
○都市計画の変更の案の縦覧・5件（都市計画・モノレール課） 2
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

告 示

沖縄県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市伊原間・平久保地内（大浦川地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年10月25日から令和6年3月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施した地域 宜野座村字漢那地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年3月14日から同年11月8日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 県道平和の道線（仮称）整備事業
- (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
- (3) 規模 延長7,800メートル（取付道路区間延長400メートルを含む。）

3 対象事業が実施されるべき区域 糸満市

4 事後調査の実施期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

- ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614
 ウ 糸満市建設部建設課 糸満市潮崎町一丁目1番地 電話番号098-840-8138

(2) 期間 令和5年11月24日から令和5年12月23日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

- (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
- (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 3・1・1号国道58号
- 2 都市計画を変更する土地の区域 北谷町字北前、北前一丁目、北谷二丁目、字北谷及び北谷一丁目
- 3 縦覧期間 令和5年11月24日から同年12月8日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、宜野湾市建設部都市計画課又は北谷町建設経済部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は北谷町建設経済部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 1・4・1号宜野湾道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域 北谷町字北谷、北谷二丁目及び字北前
- 3 縦覧期間 令和5年11月24日から同年12月8日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、宜野湾市建設部都市計画課又は北谷町建設経済部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は北谷町建設経済部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に

意見書を提出することができる。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 3・1・1号国道58号宜野湾バイパス
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 宜野湾市字伊佐
 - 3 縦覧期間 令和5年11月24日から同年12月8日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、宜野湾市建設部都市計画課又は北谷町建設経済部都市計画課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 1・4・3号宜野湾道路
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 宜野湾市字喜友名、字伊佐、字大山、字真志喜及び字宇地泊
 - 3 縦覧期間 令和5年11月24日から同年12月8日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、宜野湾市建設部都市計画課又は北谷町建設経済部都市計画課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 3・2・1号国道58号
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 宜野湾市字伊佐及び字喜友名
 - 3 縦覧期間 令和5年11月24日から同年12月8日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、宜野湾市建設部都市計画課又は北谷町建設経済部都市計画課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年11月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月30日 沖縄県指令土第460号、令和5年4月10日 沖縄県指令土第363号（変更）、令和5年10月10日 沖縄県指令土第716号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 本部町字浦崎大原1256番2ほか53筆、1266番1及び1462番3のそれぞれの一部並びに1269番2地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 公共緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 本部町字東119番地 合同会社ナチュレ 代表社員 安護英樹、本部町字東119番地 有限会社安護建設工業 代表取締役 安護宗成
- 5 検査済証番号 令和5年10月16日 第4900号
- 6 工事完了年月日 令和5年10月10日

| | |
|---|---|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4 |
|---|---|